

福祉医療費給付金制度が変わります ～将来にわたり支え続けるために～

令和8年8月診療分から、福祉医療費給付金制度の一部を見直します。

今回の見直しは、制度の公平性や持続性を確保しながら、子どもや精神障がいのある方への支援を拡充し、将来にわたり持続可能な制度とするために行うものです。

見直しの背景

医療費の増加や高齢化の進展により、給付額は年々増加しています。制度創設時と比べ、社会状況や医療のあり方も大きく変化しています。限られた財源の中で、必要な支援を持続していくため、制度全体の見直しを行うものです。

今回の見直しの考え方

今回の見直しは、給付を一律に縮小するものではありません。制度の公平性を確保しながら、支援の必要性が高い分野へ重点的に配分し、将来にわたり持続可能な制度としていくものです。

何が変わるのか？

支援の拡充

子どもの医療費の無償化

医療機関窓口での受給者負担金（500円）を無償化します



精神障がい者の入院医療費助成

これまで「通院のみ」が対象だった医療費助成について、入院医療費も対象となります



制度の整理

市独自の資格区分の整理

- 特別児童扶養手当受給者の資格は終了
- 公的年金受給者の資格は終了
- ➔ 障がい者や子どもなどの他の資格に該当する場合は、引き続き医療費助成の対象となります
- 75歳以上住民税所得割非課税世帯の資格は終了（※1 経過措置あり）



ひとり親家庭・障がい者

所得要件を設けます

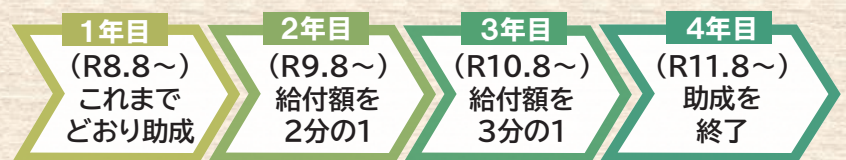
※18歳以下の子どもは、これまで同様に、所得に関わらず医療費助成を受けられます

制度全体

入院時の食事代（入院時食事療養費・生活療養費）の助成は終了となります

※1 経過措置について（重要）

75歳以上住民税所得割非課税世帯の方については、今回の見直しにより資格そのものが終了となることから、急激な負担増とならないよう、段階的に助成を見直します。



市民の皆さまへ

資格や助成内容が変わる場合がありますが、多くの方は引き続き医療費助成の対象となります。多くの方は手続きが不要です。対象となる方には個別にご案内します。

制度の詳しい内容や対象となる条件については、市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。（2分でわかる説明動画も掲載しています。）➔

問 保険課 後期高齢・福祉医療係 ☎72-2101（内線326）

